

不利益処分の内容	配湯の制限等		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 15 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>配湯量の制限又は配湯の停止は、条例第 15 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、具体的には、その内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。ここで、「公益上やむをえない事情」とは、次に掲げる場合等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生上支障があると認めた場合 2 著しく温度が低下した場合 			

不利益処分の内容	配湯量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 19 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例施行規則第 12 条の規定に従い、配湯量を認定する。</p>			

経済 3 - 3

不利益処分の内容	配湯の停止等		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 25 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>配湯の停止又は給湯契約の解除は、次に掲げる場合に行うが、具体的には、その内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 故意又は悪意をもって条例第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定に違反したとき。 2 条例第 18 条の料金を指定期限内に納入しないとき。 3 正当な理由がなく、条例第 23 条の検査を拒み、又は妨げたとき。 			

経済 3 - 4

不利益処分の内容	入館の制限		
根拠法令及び条項	鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>鳥取市河原町お城山展望台の入館の制限は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、鳥取市河原町お城山展望台の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。 			
<p>変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>鳥取市河原町お城山展望台における行為の中止命令等は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 8 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鳥取市河原町お城山展望台の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p>			
<p>変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>流しびなの館の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、流しびなの館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p>			
<p>変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

経済 3 - 7

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>流しびなの館における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 11 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、流しびなの館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

経済 3 - 8

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町和紙民芸館の設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>和紙民芸館の使用の許可の取り消し等は、条例第 8 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 8 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 8 条第 4 号に該当する場合は、和紙民芸館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の使用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。 			
<p>変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町和紙民芸館の設置及び管理に関する条例第9条第2項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>和紙民芸館における行為の中止命令等は、条例第9条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第9条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第9条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為にあつては、和紙民芸館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>伝習施設の使用の許可の取消し等は、条例第6条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第6条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第6条第4号に該当する場合は、伝習施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。</p>			

経済 3-11

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>伝習施設における行為の中止命令等は、条例第7条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第7条第1項1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第7条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第7条第1項第5号に掲げる行為にあつては、伝習施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

経済 3-12

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>自然環境活用センターの使用の許可の取り消し等は、条例第8条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第8条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第8条第4号に該当する場合は、自然環境活用センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の使用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			
<p>変更日 平成18年4月1日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例第9条第2項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>自然環境活用センターにおける行為の中止命令等は、条例第9条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第9条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第9条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為にあつては、自然環境活用センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市さじ植物園の設置及び管理に関する条例第4条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第4条に規定する行為の中止、原状回復、退去を命ずる具体的な判断は、第3条第1項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。</p>			

経済 3-15

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>たんぼり荘の利用の許可の取り消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、たんぼり荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			

経済 3-16

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>たんぼり荘における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、たんぼり荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>遊漁センターの利用の許可の取り消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、遊漁センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>遊漁センターにおける行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、遊漁センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

経済 3-19

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例第5条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>キャンプ場の使用の許可の取消し等は、条例第5条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第5条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第5条第4号に該当する場合は、キャンプ場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p>			

経済 3-20

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例第6条第2項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
設 定 日	平成16年11月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>キャンプ場における行為の中止命令等は、条例第6条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第6条第1項1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第6条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第6条第1項第5号に掲げる行為にあつては、キャンプ場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>温泉館の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、温泉館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 19 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>温泉館における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項 1 号から第 4 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、温泉館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 19 年 4 月 1 日</p>			

経済 3 - 23

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>山紫苑の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、山紫苑の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			

経済 3 - 24

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>山紫苑における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項 1 号から第 4 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、山紫苑の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 22 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>交流館の使用の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 12 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 12 条第 4 号に該当する場合は、交流館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 22 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>交流館の行為の中止命令等は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに必要な範囲内において行う。</p> <p>3 第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあつては、交流館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

経済 3 - 27

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>鳥取砂丘砂の美術館の利用の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 12 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 12 条第 4 号に該当する場合は、鳥取砂丘砂の美術館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p>			
<p>変更日 平成 30 年 1 月 15 日</p>			

経済 3 - 28

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>鳥取砂丘砂の美術館における行為の中止命令等は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 13 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、鳥取砂丘砂の美術館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p>			